

## 統計調査基本条例

〈2010年6月29日条例公示第8号〉

- 改正 ①2012年6月29日条例公示8  
②2013年6月28日条例公示3  
③2015年6月26日条例公示10  
④2021年6月30日条例公示4  
⑤2023年6月30日条例公示3

(目的)

**第1条** この条例は、本派における調査及び統計の基本事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この条例における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 調査 調査票を用いて行われる調査をいう。
- (2) 統計 調査により作成される宗務に関する事象の分布及び属性等を数量的に図表化し分析に供されるものをいう。
- (3) 宗務の諸機関 宗務職制(1991年条例公示第5号)第9条第1項に定める部門、宗務出張所、解放運動推進本部、真宗大谷派青少年センター、宗務改革推進本部、教学研究所及び親鸞仏教センター並びに条例により設置された委員会及び諮問機関設置に関する条例(1991年条例公示第6号)により設置された諮問機関をいう。

(4) 寺院 別院、普通寺院及び教会をいう。

(調査・統計の基本)

**第3条** 本派が行うすべての調査は、本派の目的達成のための施策立案に資する情報を得ることを目的として行うものとし、宗務の諸機関は積極的な調査の実施と統計の活用を努めるものとする。

- 2 調査は、宗務の諸機関相互の連携及び分担のもと、信頼性が確保されるよう適切な方法により行うものとする。
- 3 統計は、宗務の諸機関相互の連携及び分担のもと、調査に基づき作成するものとする。
- 4 本派に所属する寺院並びに僧侶及び門徒は、本派が行う調査に協力するものとする。

(調査の種別)

**第4条** 本派の調査は、次の3種とする。

- (1) 教勢調査 社会状況に即した宗門の課題を把握するために、すべての寺院を対象に、宗門の現勢と教化活動の実態を調査する基幹調査
- (2) 門徒戸数調査 門徒戸数調査に関する条例

(2004年条例公示第8号。以下同じ。)

に基づき行う基幹調査

- (3) 基礎調査 宗務の諸機関が必要に応じて行う前2号以外の調査

(調査結果の公表)

**第5条** 前条第1号に定める調査結果は、宗門内に広く公表するものとする。

2 前条第2号に定める調査結果の公表は、門徒戸数調査に関する条例の定めによる。

3 前条第3号に定める調査結果は、次条に定める統計調査委員会に報告するものとし、調査結果を公表するときは、その対象、範囲及び方法等について、次条に定める統計調査委員会において決定するものとする。

(統計調査委員会)

**第6条** 第3条の規定に則り、本派における積極的かつ適切な調査の実施並びに統計の総合的な整理及び活用を資するため、宗務所に統計調査委員会を置く。

(委任規定)

**第7条** この条例に定めるもののほか、調査及び統計に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 この条例施行後に行う教勢調査は、従前の教勢調査の継続性を確保してこれを行う。
- 3 宗務職制第13条を次のように改める。

(部門の行う調査)

**第13条** 部門が必要により調査を行うときは、統計調査基本条例(2010年条例公示第8号)に基づき行わなければならない。

附 則(2012年6月29日条例公示第8号)抄

この条例は、2012年7月1日から施行する。

附 則(2013年6月28日条例公示第3号)

この条例は、2013年7月1日から施行する。

附 則(2015年6月26日条例公示第10号)抄

この条例は、2015年7月1日から施行する。

ただし、この条例施行の準備に必要な事項は、条例施行前に行うことができる。

附 則(2021年6月30日条例公示第4号)抄

この条例は、2021年7月1日から施行する。

附 則(2023年6月30日条例公示第3号)

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 門徒戸数調査に関する条例第1条中「第6条」を「第4条第2号」に改める。

# 統計調査委員会規程

〈2010年6月29日達令公示第3号〉

改正 ①2015年6月26日達令公示9

②2023年6月30日達令公示8

(趣旨)

**第1条** この達令は、統計調査基本条例（2010年条例公示第8号。以下「条例」という。）

第6条に規定する統計調査委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(所管事項)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 条例第4条各号に定める調査の研究及び助言に関する事項

(2) 教勢調査における企画及び設計、並びに統計の作成、分析、公表に関する事項

(3) 基礎調査の実施及び統計に必要な補助並びに公表に関する事項

(4) 調査及び統計における知識、技能その他必要な事項の習得に資する各種研修の実施に関する事項

(5) その他必要な事項

(組織)

**第3条** 委員会は、委員長及び委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 総務部長

(2) 組織部長

(3) 財務部長

(4) 企画調整局長

(5) 宗務改革推進本部事務部長

(6) 前各号に掲げる者のほか条例で宗務役員と定められた役職にある者の中から、企画調整局長の上申により宗務総長が命じた者

3 委員長は、企画調整局を分担管理する参務がこれに当たり、委員会の会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、企画調整局長がその職務を代理する。

(統計調査専門員)

**第4条** 調査及び統計に関する専門的知識を要する事項について意見及び助言を得るため、委員会に統計調査専門員（以下「専門員」という。）若干人を置くことができる。

2 専門員は、学識経験を有する者について宗務総長が委嘱する。

3 専門員の任期は、委嘱の都度宗務総長が定める。

4 基礎調査に際し、調査を実施する宗務の諸機

関が必要とするときは、委員会の議を経ることなく、専門員に直接助言を求めることができる。

(招集)

**第5条** 委員会は、委員長が招集する。

(参考人の会議への出席)

**第6条** 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(同朋会運動推進会議への委任)

**第7条** 委員長が必要と認めるときは、第2条に定める事項の一部を、教化推進の組織機構に関する基本条例（2015年条例公示第1号）第7条に定める同朋会運動推進会議における協議に代えることができる。

(事務)

**第8条** 委員会の事務は、企画調整局が行う。

附 則

この達令は、公示の日から施行する。

附 則（2015年6月26日達令公示第9号）抄  
この達令は、2015年7月1日から施行する。

附 則（2023年6月30日達令公示第8号）

1 この達令は、公示の日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により設置された委員会による審査の結果は、この達令による委員会が審査したものとみなす。

## 教勢調査実施規程

〈2012年6月29日達令公示第11号〉

改正 ①2015年6月26日達令公示9

②2023年6月30日達令公示9

(趣旨)

**第1条** この達令は、統計調査基本条例（2010年条例公示第8号。以下「条例」という。）第4条第1号に規定する教勢調査（以下「調査」という。）の実施に必要な事項について定める。

(調査実施の告示)

**第2条** 宗務総長は、調査の都度、調査期日及び調査票の提出期限等調査に必要な事項を定め、告示する。

(調査対象)

**第3条** 調査は、調査期日現在において寺籍を有する全ての別院、普通寺院及び教会を対象とする。

(調査票の作成と送付)

**第4条** 調査票は、条例第6条に定める統計調査委員会（以下「委員会」という。）において作成する。

2 委員会は、調査票を調査期日までに全ての別院、普通寺院及び教会に直接送付する。

(調査票への回答と提出)

**第5条** 調査票の送付を受けた別院の輪番、普通寺院・教会の住職・教会主管者又はその代務者は、調査期日現在における事実を調査票に示された方法により回答し、定められた期日までに提出しなければならない。

2 住職・教会主管者又はその代務者が不在の場合は、寺院教会条例（1991年条例公示第14号）第25条に定める寺族の代表者が回答するものとする。

(回答の催促)

**第6条** 委員会は、定められた期日までに回答の提出がない別院、普通寺院及び教会について、管轄する教務所長に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた教務所長は、当該別院、普通寺院及び教会に対し、調査票の提出を求めなければならない。

(守秘義務)

**第7条** この調査に従事する者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(調査票の保管)

**第8条** 委員会が回収した調査票は、次の教勢調査が実施されるまでの間、企画調整局が保管す

る。

(所管)

**第9条** 調査に関する事務は、企画調整局が行う。

**附 則**

この達令は、2012年7月1日から施行する。

**附 則**（2015年6月26日達令公示第9号）抄

この達令は、2015年7月1日から施行する。

**附 則**（2023年6月30日達令公示第9号）

1 この達令は、公示の日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により実施した教勢調査は、この達令により実施した教勢調査とみなす。

## 教区及び組の改編に関する条例

〈2013年6月28日条例公示第4号〉

- 改正 ①2017年6月28日条例公示8  
②2018年6月25日条例公示4  
③2019年6月27日条例公示3  
④2020年6月25日条例公示1  
⑤2023年6月30日条例公示4

### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この条例は、教区及び組の改編に必要な事項を定める。

(改編の目的)

**第2条** 教区及び組の改編は、宗務改革推進委員会の報告に基づき、著しい社会状況の変化に即応し、同朋会運動のさらなる推進に必要な教化体制及び財政基盤の確立並びに効率的な地方宗務機関の再編成を目的とする。

(機関の設置)

**第3条** 前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる機関を設置する。

- (1) 教区及び組の改編に関する中央委員会（以下「中央改編委員会」という。）
- (2) 教区改編委員会
- (3) 地方協議会
- (4) 新教区準備委員会

### 第2章 中央改編委員会

(業務)

**第4条** 中央改編委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教区改編委員会が調査すべき教化及び財政等の基本項目の作成に関する事項
- (2) 教区改編についての教区改編委員会からの報告の整理に関する事項
- (3) 教区改編試案の作成に関する事項
- (4) 教区説明会の実施に関する事項
- (5) 地方協議会の設置及び構成教区に関する事項
- (6) 教区改編委員会及び地方協議会並びに新教区準備委員会の進捗状況の把握に関する事項
- (7) 教区改編委員会及び地方協議会並びに新教区準備委員会に対する助言及び指導に関する事項
- (8) 教区改編案についての宗務総長への報告に関する事項
- (9) 組改編に関する基本事項
- (10) 教区及び組の改編後の課題及び支援の調査、研究に関する事項
- (11) その他必要な事項

(組織)

**第5条** 中央改編委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 中央改編委員会の委員は、学識経験のある者の中から宗務総長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第6条** 中央改編委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を統理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第7条** 中央改編委員会は、宗務総長の同意を得て、委員長が招集する。

(議事及び議決)

**第8条** 中央改編委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

**第9条** 中央改編委員会は、議事の結果を宗務総長に文書をもって報告しなければならない。

(内局員等の会議への出席)

**第10条** 宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。

2 宗務総長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議への出席)

**第11条** 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

### 第3章 教区改編委員会

(業務)

**第12条** 教区改編委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条第1号に定める基本項目の調査に関する事項
- (2) 教区改編試案による効果及び影響の検討に関する事項
- (3) 教区改編に伴う作業及び手順に関する事項
- (4) 教区改編委員会及び地方協議会の経過及び結果の教区内寺院・教会への報告並びに意見聴取に関する事項
- (5) 中央改編委員会及び地方協議会との連絡及び報告に関する事項

- (6) 組改編に関する基本事項
- (7) その他必要な事項  
(組織)

**第13条** 教区改編委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教区会議長及び教区副議長
- (2) 教区門徒会長及び教区門徒会副会長
- (3) 教務所長が教区会及び教区門徒会の同意を得て委嘱した委員 若干人

2 前項第1号及び第2号による委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

3 第1項第3号による委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第14条** 教区改編委員会に、委員長及び副委員長

1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を統理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第15条** 教区改編委員会は、教務所長の同意を得て、委員長が招集する。

(議事及び議決)

**第16条** 教区改編委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

**第17条** 教区改編委員会は、教区改編委員会の議事の結果及び地方協議会の議事の結果を教区会及び教区門徒会に報告しなければならない。

(宗務役員への会議への出席)

**第18条** 教務所長は、何時でも会議に出席して発言することができる。

2 教務所長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議への出席)

**第19条** 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(事務)

**第20条** 教区改編委員会の事務は、教務所が行う。

#### 第4章 地方協議会

(業務)

**第21条** 地方協議会の業務は、次の各号に掲げ

るとおりとする。

(1) 教区改編に係る情報の交換に関する事項

(2) 教区改編に必要な基本的条件の検討及び調整に関する事項

(3) 教化事業を円滑に推進するための組織及び区域等についての協議に関する事項

(4) 教区改編に伴う作業及び手順についての協議に関する事項

(5) 中央改編委員会及び教区改編委員会との連絡及び報告に関する事項

(6) 教区改編に係る合意書の作成に関する事項

(7) 教区改編に伴う組改編に関する基本事項

(8) その他必要な事項

(構成)

**第22条** 地方協議会は、教区改編に係る教区(以下「改編関係教区」という。)の教区改編委員会において互選された委員で構成する。

2 改編関係教区の教区改編委員会において互選する委員の人数は、それぞれ3人とする。ただし、地方協議会が特に必要と認めたときは、その人数を増加することができる。

3 委員の任期は、教区改編委員の任期による。ただし、任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

4 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第23条** 地方協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を統理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第24条** 地方協議会は、改編関係教区の教務所長の同意を得て、会長が招集する。

(議事及び議決)

**第25条** 地方協議会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報告)

**第26条** 地方協議会は、議事の結果を改編関係教区の教区改編委員会及び中央改編委員会に文書をもって報告しなければならない。

(部会の設置)

**第26条の2** 地方協議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、地方協議会から付託された事項を審議する。

第五編 教区及び組の改編に関する条例

第五編 教区及び組の改編に関する条例

- 3 部会は、地方協議会において互選された委員で構成する。ただし、地方協議会が特に必要と認めたときは、改編関係教区の教区改編委員の中から、会長が選定することができる。
- 4 部会に、主査及び副主査1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 主査は、部会の議事を整理する。
- 6 副主査は、主査を補佐し、主査に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 部会は、第29条に定める掌理教務所長の同意を得て、主査が招集する。
- 8 部会の審議結果は、文書をもって地方協議会に報告しなければならない。  
(宗務役員との会議への出席)

**第27条** 改編関係教区の教務所長は、何時でも会議に出席して発言することができる。

- 2 改編関係教区の教務所長が必要と認められた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。  
(参考人の会議への出席)

**第28条** 会長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(事務の掌理)

**第29条** 地方協議会の事務は、宗務総長が命じた教務所長が掌理する。

- 2 前項の規定により地方協議会の掌理を命じられた教務所長を掌理教務所長と称する。
- 3 掌理教務所長は、改編関係教区の教務所に配属されている宗務役員に、地方協議会の事務を行わせるものとする。

**第5章** 教区改編の方法及び新教区準備委員会  
(教区改編試案)

**第30条** 教区改編は、中央改編委員会が作成する教区改編試案に基づいてこれを行う。  
(地方協議会の合意)

**第31条** 地方協議会は、教区改編試案に基づき、次の各号に掲げる事項について合意するものとする。

- (1) 教区改編の実施により新たに発足する教区(以下「新教区」という。)の名称に関する事項
  - (2) 改編実施に係る日程に関する事項
  - (3) 教務所及び教区の施設に関する事項
  - (4) 改編前の改編関係教区(以下「旧教区」という。)の財産に関する事項
  - (5) 新教区に編入される別院に関する事項
  - (6) 新教区の組の名称に関する事項
  - (7) その他必要な事項
- 2 地方協議会は、前項に掲げる事項について合

意書を作成し、改編関係教区の教区改編委員会及び中央改編委員会に報告しなければならない。

(改編関係教区の議決)

**第32条** 改編関係教区の教務所長は、前条による合意がなされたときは、教区会及び教区門徒会に付議し、合意事項について議決を得なければならない。

- 2 改編関係教区の教務所長は、前項における議事の結果について掌理教務所長に文書をもって報告するものとする。

3 すべての改編関係教区において第1項の規定による議決が得られたときは、地方協議会は、中央改編委員会に文書をもって報告しなければならない。

4 地方協議会は、前項に定める報告を中央改編委員会が受理した時点で解散するものとする。

5 改編関係教区の一部又は全部において第1項の議決が得られなかったときは、地方協議会は、中央改編委員会に報告するとともに、改めて第31条以降の手続きを経なければならない。

(教区改編案)

**第33条** 中央改編委員会は、前条第3項に定める報告を受けたときは、教区改編案として、これを宗務総長に報告しなければならない。

(統括教務所長)

**第34条** 宗務総長は、前条に定める報告を受けたときは、新教区の発足に必要な事務を掌理させるため、統括教務所長を任命する。

2 教区制(1991年条例公示第8号。以下同じ。)その他の法規により教務所長の職務として定められた事項であつて、新教区発足前に行う必要がある事項については、統括教務所長がこれを行うことができる。

3 統括教務所長は、改編関係教区の教務所に配属されている宗務役員に、新教区準備委員会の事務を行わせるものとする。

(新教区準備委員会)

**第35条** 統括教務所長は、新教区準備委員会を設置し、次の各号に掲げる事項を付議しなければならない。

- (1) 新教区の発足年度の教化基本条例(1985年条例公示第4号)第6条第2項及び研修条例(1988年条例公示第6号)第10条第2項に定める教化研修に関する事項
- (2) 新教区の発足年度の教区制第6条に定める歳入歳出の予算に関する事項
- (3) 新教区発足後最初に教区会議長、教区副議長、教区門徒会長、教区門徒会副会長、教区会参事会員及び教区門徒会常任委員が選出さ

れるまでの間のそれぞれの役職に関する事項

(4) 新教区における教区制第38条に定める議事細則、同第53条に定める特例、同第55条に定める規約その他教区の定めに関する事項

(5) 前各号のほか新教区の発足に必要な教区制第10条に定める付議事項

2 前項各号に定める議決事項のうち、教区会若しくは教区会参事会又は教区門徒会若しくは教区門徒会常任委員会又は教区教化委員会の議決を要する事項は、新教区準備委員会の議決をもって、それぞれ新教区の教区会若しくは教区会参事会又は教区門徒会若しくは教区門徒会常任委員会又は教区教化委員会の議決を得たものとみなす。

(組織)

**第36条** 新教区準備委員会は、改編関係教区の次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教区会議長及び教区会副議長
- (2) 教区門徒会長及び教区門徒会副会長
- (3) 教区会参事会員
- (4) 教区門徒会常任委員

2 前項第3号及び第4号の委員にそれぞれ補充員を置き、前項第3号及び第4号に定める者の補充員がこれに当たる。

3 委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、新教区が発足したときは、第42条第3項の規定により、新教区準備委員会が解散するまで在任する。

(委員長及び副委員長)

**第37条** 新教区準備委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を統理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第38条** 新教区準備委員会は、統括教務所長が招集する。

(議事及び議決)

**第39条** 新教区準備委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(常任委員会の設置)

**第39条の2** 新教区準備委員会から委任された事項及び緊急を要する事項を審議するため、新教区準備委員会に常任委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、委員長、副委員長及び委員の中から互選された者若干人で組織する。

3 常任委員会の審議結果は、新教区準備委員会に報告しなければならない。

(小委員会の設置)

**第39条の3** 新教区準備委員会に、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、新教区準備委員会から付託された事項を協議する。

3 小委員会は、新教区準備委員会において互選された委員で構成する。

4 小委員会に、主査及び副主査1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 主査は、小委員会の議事を整理する。

6 副主査は、主査を補佐し、主査に事故あるときは、その職務を代理する。

7 統括教務所長が特に必要と認めるときは、新教区準備委員会にはかつて、改編関係教区内の寺院・教会に所属する僧侶、寺族及び門徒の中から小委員会の委員を選定することができる。

8 小委員会は、統括教務所長の同意を得て、主査が招集する。

9 小委員会の協議結果は、文書をもって新教区準備委員会に報告しなければならない。

(宗務役員への出席)

**第40条** 統括教務所長が必要と認めたと宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議への出席)

**第41条** 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(報告・解散)

**第42条** 統括教務所長は、新教区準備委員会の議事及び議決の結果を、改編関係教区の教区会及び教区門徒会並びに教区改編委員会及び中央改編委員会に文書をもって報告しなければならない。

2 中央改編委員会は、前項に定める報告を受けたときは、宗務総長に文書をもって報告しなければならない。

3 新教区準備委員会は、新教区において教区会議長、教区会副議長、教区門徒会長、教区門徒会副会長、教区会参事会員及び教区門徒会常任委員が選定された時点で解散するものとする。ただし、第45条の規定により、新教区発足前に役職者が選定されたときは、当該役職者の就任の日をもって解散するものとする。

(宗会の議決)

**第43条** 宗務総長は、前条第2項に定める報告があったときは、当該教区改編について宗会の議決を得なければならない。

(新教区の発足)

**第44条** 新教区は、前条による宗会の議決を得た翌年度の7月1日に発足するものとする。

(役職者の選定に関する特例)

**第45条** 統括教務所長は、第35条第1項第3号に掲げる役職者の選定について特に必要と認めるときは、新教区準備委員会に諮って、新教区発足前に、改編関係教区の教区会及び教区門徒会による合同の教区会及び合同の教区門徒会(以下「合同教区会及び合同教区門徒会」という。)をそれぞれ招集し、次条第2項の規定にかかわらず、あらかじめ新教区の教区会議長、教区副議長、教区門徒会長、教区門徒会副会長、教区会参事会員及び教区門徒会常任委員を選定することができる。

2 前項による合同教区会及び合同教区門徒会を招集するときは、統括教務所長は、新教区準備委員会に諮って、あらかじめ合同教区会及び合同教区門徒会の運営細則をそれぞれ定めなければならない。

3 合同教区会及び合同教区門徒会により新たに選定された役職者は、新教区発足の日に就任するものとし、その任期は、それぞれ教区会議員又は教区門徒会員の任期による。

(教区の役職者の地位)

**第46条** 新教区発足の際、旧教区において次の各号の役職に就任している者は、当該役職の選定に係る規定に関わらず、新教区のそれぞれの役職者とみなし、その任期は、従前就任の日からそれぞれ起算し、当該役職の任期満了をもって終わるものとする。

- (1) 選挙管理委員及びその補充員
- (2) 選出教区会議員
- (3) 教区門徒会員
- (4) 監事
- (5) 教務員
- (6) 査察委員
- (7) 同朋の会教導

2 前項各号以外の役職者は、新教区発足と同時に、その地位は失効し、新教区発足後に新たに選定するものとする。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第2号の役職者に欠員が生じた場合、任期満了までの間は、教区会議員選挙条例(1986年条例公示第8号)第21条の規定にかかわらず、補充は行わない。

(宗会議員の地位)

**第47条** 新教区発足の際、旧教区を選挙区とする宗議会議員及び参議会議員は、宗議会議員選

挙条例(1991年条例公示第4号)及び参議会議員選挙条例(1982年条例公示第3号)の規定にかかわらず、新教区を選挙区とする宗議会議員及び参議会議員とそれぞれみなす。この場合、当該宗議会議員の任期は次の選挙までの間とし、当該参議会議員の任期は従前の任期とする。

## 第6章 組改編

(組改編)

**第48条** 組改編は、組制(1991年条例公示第9号)第2条に定める手続きに基づきこれを行う。

2 組改編により複数の組が合併する場合、合併前の組において次の各号の役職に就任している者は、当該役職の選定に係る規定に関わらず、合併により新たに発足する組(以下「新組」という。)において選定されたそれぞれの役職者とみなし、その任期は、従前就任の日からそれぞれ起算し、当該役職の任期満了をもって終わるものとする。

- (1) 教区門徒会員
- (2) 組門徒会員
- (3) 査察委員

3 前項各号以外の役職者は、新組発足と同時に、その地位は失効する。

4 前3項に定めるほか、組改編に必要な事項は、別に定める。

## 第7章 補則

(特別措置)

**第49条** この条例に定めるほか、教区及び組の改編に伴う特別措置を講じる必要があるときは、条例によりこれを定める。

(事務)

**第50条** 教区及び組の改編に関する事務は、組織部が行う。

## 附 則

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に設置されている中央改編委員会、教区改編委員会及び地方協議会は、この条例に定める中央改編委員会、教区改編委員会及び地方協議会とそれぞれみなす。
- 3 この条例施行の際、従前の規定による各機関の業務は、この条例による各機関がそれぞれ承継するものとする。
- 4 この条例施行の際、現に在職する中央改編委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による中央改編委員会の委員長、副委員長及び委員と、現に在職する教区改編委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による教区改編



委員会の委員長、副委員長及び委員と、現に在職する地方協議会の会長、副会長及び委員は、この条例による地方協議会の会長、副会長及び委員とそれぞれみなす。

- 5 前項による役職者の任期は、それぞれ従前就任の日から起算するものとする。
- 6 この条例施行の際、従前の規定により地方協議会の事務の掌理を命じられた教務所長は、この条例による掌理教務所長とみなす。
- 7 教区改編に伴う組の名称変更を除くほか、新教区における組に関する事項は、旧教区における組を承継する。ただし、第47条第2項による教区改編を実施する場合を除く。

附 則（2017年6月28日条例公示第8号）  
この条例は、公示の日から施行する。

附 則（2018年6月25日条例公示第4号）  
この条例は、2018年7月1日から施行する。

附 則（2019年6月27日条例公示第3号）  
この条例は、公示の日から施行する。

附 則（2020年6月25日条例公示第1号）抄  
この条例は、2020年7月1日から施行する。

附 則（2023年6月30日条例公示第4号）  
この条例は、公示の日から施行する。

## 御依頼割当基準策定に関する条例

〈2010年6月29日条例公示第9号〉

改正 2016年6月24日条例公示6

(目的)

**第1条** この条例は、内局が本派の財源を教区に御依頼する際の割当基準（以下「御依頼割当基準」という。）の策定に必要な事項について定め、もって適正かつ円滑な浄財の募集に資することを目的とする。

(御依頼割当基準策定の原則)

**第2条** 内局は、この条例に基づき御依頼割当基準を定めなければならない。

- 2 御依頼割当基準は、公平性、公正性及び透明性が確保されるよう策定されなければならない。
- 3 御依頼割当基準は、門徒戸数調査によって得られた教区毎の門徒の合計指数及びその他必要な要素により構成する。

(内局の諮問)

**第3条** 内局は、御依頼割当基準の適正を保持するため必要と認めるときは、御依頼割当基準策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、必要な事項について諮問するものとする。

(策定委員会)

**第4条** 策定委員会は、次の各号に掲げる者の中から宗務総長が委嘱した委員12人以内で組織する。

- (1) 宗議会議員 若干人
- (2) 参議会議員 若干人
- (3) 学識経験者 若干人

- 2 策定委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 委員会は、必要に応じて参考人に出席を求め又は必要な調査を行うことができる。

(招集)

**第5条** 策定委員会は、宗務総長が招集する。

(議事及び議決)

**第6条** 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(答申及び中間報告)

**第7条** 策定委員会は、審議の結果を宗務総長に文書をもって答申しなければならない。

2 策定委員会が宗務総長に答申書を提出したときをもって、その委員の任期は終了するものとする。

3 宗務総長は、何時でも中間報告を求めることができる。

(内局員等の会議への出席)

**第8条** 宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。

2 宗務総長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

(御依頼割当基準の公開)

**第9条** 宗務総長は、新たに御依頼割当基準を定めたときは、機関誌「真宗」に掲載し、これを公開するものとする。

(事務)

**第10条** 御依頼割当基準の策定に関する事務は、組織部が行う。

附 則

- 1 この条例は、2010年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に定められている御依頼割当基準は、この条例による御依頼割当基準とみなす。

附 則 (2016年6月24日条例公示第6号)

この条例は、2016年7月1日から施行する。

# 門徒戸数調査に関する条例

〈2004年6月28日条例公示第8号〉

- 改正 ①2010年6月29日条例公示10  
 ②2013年6月28日条例公示5  
 ③2021年6月30日条例公示5  
 ④2023年6月30日条例公示3

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この条例は、統計調査基本条例(2010年条例公示第8号)第4条第2号の規定に基づき、門徒戸数調査(以下「調査」という。)に関する必要な事項を定める。

(調査の目的)

**第2条** 調査は、別院及び普通寺院・教会に所属し、又は関係する門徒戸数を社会状況の変化に応じて宗門が的確に把握するとともに、御依頼割当基準策定に関する条例(2010年条例公示第9号)第2条第3項による教区毎の門徒の合計指数及びその他必要な数値を得るためにこれを実施し、もって宗門の財政基盤の確保並びに効果的な教化施策の展開を可能ならしめ、同朋会運動の推進に資することを目的とする。

(責務)

**第3条** すべて宗門に属する者は、前条の目的達成のため、調査が円滑に行われるよう努めなければならない。

(機関の設置)

**第4条** 第2条の目的を達成するため、宗務所に中央門徒戸数調査委員会(以下「中央調査委員会」という。)を、教区に教区門徒戸数調査委員会(以下「教区調査委員会」という。)を、組に組門徒戸数調査委員会(以下「組調査委員会」という。)を、それぞれ置く。

(調査期日)

**第5条** 調査期日は、調査の都度、宗務総長がこれを定める。

(調査対象)

**第6条** 調査は、前条に定める調査期日現在の別院及び普通寺院・教会を対象とする。

(調査の手順)

**第7条** 調査は、中央調査委員会が作成する調査票を用い、その調査票により申告された数値を集計する方法により行う。

- 2 調査票は、中央調査委員会が前条に定める調査対象に送付する。
- 3 調査票の記入は、別院については輪番が、普通寺院・教会については住職・教会管理者又はその代務者が、それぞれこれを行い、調査票の各項

目に該当する数値を記入するものとする。

- 4 記入後の調査票は、組調査委員会が回収し、教区調査委員会に提出する。
- 5 教区調査委員会は、前項の調査票の記載内容を確認したうえで、中央調査委員会に提出する。
- 6 中央調査委員会は、調査票の記載内容を集計し、教区調査委員会に提示するとともに集計結果の精査を求める。
- 7 教区調査委員会は、組調査委員会と連携し、集計結果の点検精査を行い、その結果を中央調査委員会に報告する。
- 8 中央調査委員会は、前項の報告を確認し、その結果を宗務総長に文書をもって報告する。  
(調査票未提出寺院への対応)

**第8条** 調査票未提出の普通寺院・教会については、教区調査委員会が組調査委員会と十分な連携のもと必要な調査を行い、当該普通寺院・教会の数値を決定するものとする。

- 2 教区調査委員会は、前項の決定をしたときは、その数値を当該普通寺院・教会に通知しなければならない。
- 3 第1項の教区調査委員会の決定には、何人も異議を申し立てることができない。

(修正の届出)

**第9条** 調査票の記載に錯誤があったと認めたときは、別院は教区調査委員会に、普通寺院・教会は組調査委員会に、ただちに修正を届け出なければならない。

- 2 前項の届出があったときは、教区調査委員会は必要な調査を行い、当該届出の受理について決定するものとする。

(調査状況の照会・聴取及び再点検)

**第10条** 中央調査委員会は、教区の調査の状況について、当該教区調査委員会に照会し又は聴取することができる。

- 2 中央調査委員会は、前項による聴取の結果、特に必要と認めたときは、当該教区調査委員会に再点検を請求することができる。
- 3 中央調査委員会は、第1項の当該教区調査委員会への照会又は聴取及び前項の再点検について、第7条第8項に定める報告の後であっても請求することができる。

(再調査)

**第11条** 中央調査委員会は、教区調査委員会への聴取及び再点検の結果、著しく調査の適正を欠くと認めたときは、当該教区の再調査をすることができる。

- 2 再調査は、第5条から第7条までの規定を適用する。

(継続点検及び追加報告)

**第12条** 中央調査委員会は、第7条第8項に定める報告後においても、教区調査委員会及び組調査委員会をして、毎年継続して調査結果の点検を行うものとし、その結果及び調査に関して必要な事項を宗務総長に報告しなければならない。

(結果の公開)

**第13条** 中央調査委員会は、教区毎の調査の結果を機関誌「真宗」に掲載し、これを公開するものとする。

2 中央調査委員会は、教区調査委員会をして別院及び組毎の調査の結果を、教区の機関紙への掲載等適切な方法をもって、公開させなければならない。

3 教区において調査対象の別院及び普通寺院・教会毎の数値を公開する必要があるときは、教務所長は、調査期日までに教区会及び教区門徒会の議決を得て、教区の機関紙への掲載等適切な方法をもって、周知しなければならない。

(結果の使用)

**第14条** 教区において調査対象の別院及び普通寺院・教会毎の数値を懇志金等の勧募又は教化施策展開のために使用する必要があるときは、教務所長は、調査期日までに教区会及び教区門徒会の議決を得て、教区の機関紙への掲載等適切な方法をもって、周知しなければならない。

2 前項による議決を得ようとするときは、前条第3項による数値の公開についても議決を得なければならない。

## 第2章 調査の機関

(中央調査委員会の業務)

**第15条** 中央調査委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 調査票の作成に関する事項
- (2) 予備調査に関する事項
- (3) 教区調査委員会への説明会の実施に関する事項
- (4) 調査票の配付及び回収に関する事項
- (5) 教区調査委員会への助言及び指導に関する事項
- (6) 教区調査委員会報告の点検及び集計に関する事項
- (7) 調査結果報告後の継続点検及び追加報告に関する事項
- (8) その他必要な事項

(組織)

**第16条** 中央調査委員会は、委員10人以内で組織する。

2 中央調査委員会の委員は、学識経験のある者の中から宗務総長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第17条** 中央調査委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を統理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第18条** 中央調査委員会は、宗務総長の同意を得て、委員長が招集する。

(議事及び議決)

**第19条** 中央調査委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事の報告)

**第20条** 中央調査委員会は、必要に応じて、議事の経過及び結果を宗務総長に報告することができる。

2 宗務総長は、何時でも中央調査委員会に対して、議事の経過及び結果について報告を求めることができる。

(内局員等の会議への出席)

**第21条** 宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。

2 宗務総長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議への出席)

**第22条** 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(集計業務の委託)

**第23条** 中央調査委員会は、調査票記載内容の集計業務を信用ある外部機関に委託することができる。

(教区調査委員会の業務)

**第24条** 教区調査委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 調査に関する説明会の実施に関する事項
- (2) 組調査委員会への助言及び指導に関する事項
- (3) 別院及び普通寺院・教会の調査票の点検及び集計に関する事項
- (4) 中央調査委員会への調査票の提出及び調査結果の報告に関する事項

(5) 中央調査委員会報告後の継続点検に関する事項

(6) その他必要な事項

(組織)

**第25条** 教区調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 教区会議長及び教区会副議長

(2) 教区門徒会長及び教区門徒会副会長

(3) 組長

(4) 学識経験のある者の中から、教務所長が委嘱した委員 若干人

2 前項第1号から第3号までの委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

3 第1項第4号による委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第26条** 教区調査委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を統理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第27条** 教区調査委員会は、教務所長の同意を得て、委員長が招集する。

(小委員会)

**第28条** 教区調査委員会に、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、教区調査委員会から付託された事項を審議する。

3 小委員会に属すべき委員は、教区調査委員会の委員の中から、委員長が指名する。

4 小委員会に、互選により主査1人を置き、主査は、小委員会の議事を整理する。

5 小委員会は、教務所長の同意を得て、主査が招集する。

6 小委員会の審議結果は、文書をもって教区調査委員会に報告しなければならない。

(議事及び議決)

**第29条** 教区調査委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(宗務役員の会議への出席)

**第30条** 教務所長は、何時でも会議に出席して発言することができる。

2 教務所長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議への出席)

**第31条** 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(事務)

**第32条** 教区調査委員会の事務は、教務所が行う。

(組調査委員会の業務)

**第33条** 組調査委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 普通寺院及び教会への説明に関する事項

(2) 調査票の回収に関する事項

(3) 教区調査委員会への調査票の提出及び報告に関する事項

(4) 当該組の普通寺院及び教会の調査票の点検に関する事項

(5) 調査結果報告後の継続点検に関する事項

(6) その他必要な事項

(組織)

**第34条** 組調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 組長及び副組長

(2) 組門徒会長及び組門徒会副会長

(3) 組会において互選した委員 若干人

(4) 組門徒会において互選した委員 若干人

2 前項第1号、第2号及び第4号による委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

3 第1項第3号による委員の任期は、3年とする。

ただし、再任を妨げない。

4 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第35条** 組調査委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員長は組長を、副委員長は組門徒会長を、それぞれこれに充てる。

2 委員長は、会務を統理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第36条** 組調査委員会は、委員長が招集する。

(守秘義務)

**第37条** 中央調査委員会、教区調査委員会及び組調査委員会の委員は、業務上知り得た情報について守秘義務を有する。

**第3章 補則**

(事務)

**第38条** 門徒戸数調査に関する事務は、組織部が行う。

(達令への委任)

**第39条** 門徒戸数調査を実施するために必要な事項は、達令でこれを定める。

**附 則**

この条例は、2004年7月1日から施行する。

**附 則** (2010年6月29日条例公示第10号)

- 1 この条例は、2010年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行前に実施した門徒戸数調査については、第8条、第9条は適用しない。

**附 則** (2013年6月28日条例公示第5号)

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 第33条、第34条、第35条及び第36条の規定は、2012年10月1日実施の門徒戸数調査から、これを適用する。

**附 則** (2021年6月30日条例公示第5号)

この条例は、公示の日から施行する。

**附 則** (2021年6月30日条例公示第5号)

この条例は、公示の日から施行する。

**附 則** (2023年6月30日達令公示第3号) 抄

この達令は、公示の日から施行する。

# 門徒戸数調査実施規程

（2007年5月28日達令公示第3号）

改正 ①2010年6月29日達令公示4

②2016年6月24日達令公示5

③2021年6月30日達令公示8

（趣旨）

**第1条** この達令は、門徒戸数調査に関する条例（2004年条例公示第8号。以下「条例」という。）第39条に規定する門徒戸数調査の実施に必要な事項について定める。

（調査実施の分担）

**第2条** 中央門徒戸数調査委員会（以下「中央調査委員会」という。）は、調査実施要項を作成し、これをもって教区門徒戸数調査委員会（以下「教区調査委員会」という。）に対し、調査の適正を図るための必要な説明を行うとともに、調査が円滑に実施されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 教区調査委員会は、前項の調査実施要項をもって、別院及び普通寺院・教会に対し、調査実施の説明を行うとともに、全ての別院及び普通寺院・教会から調査結果が報告されるよう必要な助言及び指導をしなければならない。

3 組門徒戸数調査委員会（以下「組調査委員会」という。）は、当該組に属する普通寺院・教会に対し、調査の趣旨及び調査票の記入方法について説明し、調査の適正を図るとともに、全ての普通寺院・教会から調査票が提出されるよう努めなければならない。

（調査実施の告示）

**第3条** この調査を実施するときは、条例第5条に定める調査期日及びこの達令に定める各提出期限日の他、調査実施に必要な事項を宗務総長が告示する。

（教区会・教区門徒会への付議）

**第4条** 教務所長は、条例第14条第1項により教区会及び教区門徒会の議決を得ようとするときは、使用目的を明らかにして教区会及び教区門徒会に付議しなければならない。

2 教務所長は、条例第13条第3項及び条例第14条第1項による議決結果を宗務総長に報告しなければならない。

（調査票等の送付）

**第5条** 中央調査委員会は、調査票を定められた期日までに全ての別院及び普通寺院・教会に直接送付する。

2 調査の結果について、条例第13条第3項により公開し又は条例第14条第1項により使用

するときは、教務所長は、公開又は使用する旨を告知する文書を調査実施以前に別院及び普通寺院・教会に通知しなければならない。

（調査票への記入）

**第6条** 調査票の送付を受けた別院の輪番及び普通寺院・教会の住職・教会主管者又はその代務者は、調査実施の日現在における事実を調査票に記入しなければならない。

2 普通寺院・教会の坊守又は寺院教会条例（1991年条例公示第14号）第25条に定める寺族の代表者（以下「寺族代表者」という。）並びに別院及び普通寺院・教会の門徒代表者は、調査票の記載内容を確認し、連署するものとする。

3 特別の事情により、住職・教会主管者又はその代務者を欠く普通寺院・教会がある場合は、教区調査委員会は、当該組調査委員長及び寺族代表者と協議確認し、寺族代表者に調査票を記入させるものとする。

（門徒代表者）

**第7条** 前条第2項の門徒代表者は、責任役員及び総代とする。ただし、責任役員及び総代が共に事故あるときは、別院の輪番又は住職・教会主管者若しくはその代務者が認めた門徒をもってこれに代えることができる。

2 門徒代表者の連署人数は、2人以上とする。

（調査票の提出）

**第8条** 第6条により記入した調査票は、別院は教区調査委員会に、普通寺院・教会は組調査委員会に、それぞれ定められた期日までに提出しなければならない。

2 組調査委員会は、回収した調査票を取りまとめ、定められた期日までに教区調査委員会に提出しなければならない。ただし、組調査委員会では教区調査委員会に提出する前の調査票を開封することができない。

3 組調査委員会は、調査票を提出しない普通寺院・教会に対して、提出を求めなければならない。

4 前項の請求に応じない普通寺院・教会については、その理由書の提出を求め又はその理由を聴取しなければならない。この場合、組調査委員会は、その結果を教区調査委員会に報告しなければならない。

（教区調査委員会での調査票の確認及び中央調査委員会への提出）

**第9条** 教区調査委員会は、前条により提出された調査票を確認し、記入漏れ及び記入内容の不備がある調査票については、修正を求めなけれ

ばならない。

- 2 教区調査委員会は、前項による調査票の修正を経て、すべての調査票を取りまとめ、中央調査委員会に提出しなければならない。

(教区調査委員会での点検精査)

**第10条** 条例第7条第7項に定める点検精査は、教区調査委員会において、調査票の数値について確認するものとする。この場合、教区調査委員会は、必要により組調査委員会に点検精査の業務を委任することができる。

- 2 点検精査の結果、調査票の記載数値に錯誤の可能性があると認められる場合は、組調査委員会をして当該普通寺院・教会に修正の届出を求めるものとする。ただし、別院については、教区調査委員会がこれを行う。

- 3 組調査委員会は、前項の請求に応じない普通寺院・教会については、理由書の提出を求め又はその理由を聴取し、教区調査委員会に文書で報告しなければならない。

(再点検)

**第11条** 教区調査委員会は、条例第10条の規定により中央調査委員会から再点検を請求されたときは、前条に準じて再点検を行い、その結果を中央調査委員会に報告しなければならない。

- 2 再点検において、前条第3項に定める理由書の提出に応じない普通寺院・教会については、条例第8条に定める調査票未提出の普通寺院・教会とみなし、条例第8条に準じて当該普通寺院・教会の数値を決定するものとする。

(修正の届出)

**第12条** 条例第9条に定める修正の届出があったときは、組調査委員会は教区調査委員会に、教区調査委員会は中央調査委員会に、それぞれ報告しなければならない。

- 2 条例第7条第7項による点検精査及び条例第10条第2項による再点検において、教区調査委員会が修正の届出を求めるときは、あらかじめ届出の期限を指定しなければならない。

- 3 条例第7条第8項に定める報告後に修正の届出があったときは、中央調査委員会は、条例第12条に定める継続点検の結果とあわせて宗務総長に報告しなければならない。

(代表者不在寺院等への対応)

**第13条** 住職・教会主管者又はその代務者が不在であって、寺族代表者が選定し難い普通寺院・教会若しくは調査票が配付できない普通寺院・教会については、条例第8条の規定に準じ、教区調査委員会が組調査委員会と十分な連携のもと必要な調査を行い、当該普通寺院・教会の

数値を決定するものとする。

- 2 教区調査委員会は、前項の決定をしたときは、その数値を当該普通寺院・教会に通知しなければならない。

(調査結果の通知)

**第14条** 宗務総長は、当該教区の調査結果を教務所長に通知するものとする。

(調査結果報告後の継続点検について)

**第15条** 中央調査委員会は、条例第12条に定める継続点検の実施について、次回調査までの間、継続して実施するよう教区調査委員会へ指導するものとする。

- 2 教区調査委員会は組調査委員会との十分な連携のもと、第10条の規定に準じて点検精査を行うものとする。この場合、届出数値に錯誤があった場合は、第12条に準じて修正の届出をするものとする。

(調査票の保管)

**第16条** 中央調査委員会が回収した調査票は、次の門徒戸数調査が実施されるまでの間、組織部が保管する。

(任期満了時の引継)

**第17条** 中央調査委員会並びに教区調査委員会及び組調査委員会は、調査の継続性を確保するため、委員の任期満了時には引継事項を作成し、次期委員に引き継がなければならない。

**附 則**

この達令は、2007年7月1日から施行する。

**附 則** (2010年6月29日達令公示第4号)

この達令は、2010年7月1日から施行する。

**附 則** (2016年6月24日達令公示第5号)

この達令は、2016年7月1日から施行する。

**附 則** (2021年6月30日達令公示第8号)

この達令は、公示の日から施行する。



# 宗議会等の選挙制度に関する検討委員会条例

(2000年6月27日条例公示第3号)

(設置及び目的)

**第1条** この条例は、あるべき宗門運営の将来展望を確立し、同朋の公議公論の精神に基づく本派の選挙制度等のあり方について必要な調査及び審議を行うため、宗議会等の選挙制度に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

**第2条** 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 宗門運営組織のあり方について
  - (2) 同朋の公議公論の確立について
  - (3) 宗議会、教区会及び組会等の選挙制度について
  - (4) その他必要な事項
- (委員会)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員20人以内で組織する。

- (1) 宗議会議員の職にある者の中から宗務総長が委嘱した委員7人以内
- (2) 教区会議長の職にある者の中から宗務総長が委嘱した委員5人以内
- (3) 学識経験のある者又は宗務に経験のある者の中から、宗務総長が委嘱又は命じた委員8人以内

(委員長・副委員長)

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第5条** 委員会は、宗務総長が招集する。

(小委員会)

**第6条** 委員会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、委員会から付託された事項を審議する。
- 3 小委員会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 4 小委員会に、互選により主査1人を置き、主査は、小委員会の議事を整理する。

(議事及び議決)

**第7条** 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議決は、出席委員の過半数で決する。

この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

**第8条** 委員会の議決は、委員長から宗務総長に文書をもって報告しなければならない。

- 2 委員会は、議決事項以外の事項について、必要により宗務総長に文書をもって報告することができる。

(内局員等の会議への出席)

**第9条** 宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。

- 2 宗務総長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

(参考人)

**第10条** 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(事務)

**第11条** 委員会の事務は、総務部が行う。

## 附 則

この条例は、2000年7月1日から施行する。

## 法規調査委員会規程

〈1991年6月29日達令公示第14号〉

改正 2021年6月30日達令公示9

(設置)

**第1条** 法規の制定及び改廃等について調査審議するため、宗務所に法規調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

**第2条** 委員会は、会長及び委員でこれを組織する。

2 会長は、総務部を担当する参務がこれに当たり、会務を統理する。

3 委員は、宗務職制（1991年条例公示第5号）第9条及び第10条に定める部門並びに教学研究所の事務を掌理する長をもってこれに充てる。

(常任委員会)

**第3条** 緊急を要する事項及び委員会から委任された事項を調査審議するため、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、会長及び会長が委員の中から指名する常任委員10人以内をもって組織する。

3 常任委員会における調査審議の結果は、委員会の議に付さなければならない。

(内局員及び宗務役員の会議への出席)

**第4条** 宗務総長及び参務は、いつでも会議に出席して発言することができる。

2 会長は、いつでも会議に宗務役員の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(事務)

**第5条** 委員会の事務は、総務部が行う。

附 則

1 この達令は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、委員会の副会長及び委員並びに常任委員会の常任委員であった者は、この達令による委員会の副会長及び委員並びに常任委員会の常任委員とみなす。

附 則（2021年6月30日達令公示第9号）

1 この達令は、2021年7月1日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により設置された委員会による審査の結果は、この達令による委員会が審査したものとみなす。

## 地下鉄対策委員会規程

〈1991年6月29日達令公示第15号〉

(設置)

**第1条** 京都市の地下鉄工事に關して、宗務総長の諮問に応じ、必要な事項について調査審議及びその交渉にあたるため、地下鉄対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

**第2条** 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、宗議會議員、參議會議員及び学識経験ある者の中から宗務総長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

**第3条** 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(常任委員会)

**第4条** 緊急を要する事項及び委員会から委任された事項を処理するため、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、委員長、副委員長及び委員の中から互選された者15人以内で組織する。

3 常任委員会で処理した事項は、次の委員会に報告しなければならない。

(招集)

**第5条** 委員会及び常任委員会は、宗務総長が招集する。

(議事及び議決)

**第6条** 委員会の議事は、半数以上の委員の出席によって開き、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 委員は、議事について他の委員に委任して出席に代えることができる。

3 委員会の議決は、委員長から宗務総長に文書をもって答申しなければならない。

(内局員の会議への出席)

**第7条** 宗務総長及び参務は、いつでも会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議への出席)

**第8条** 委員会及び常任委員会が必要と認めるときは、参考人の出席を求めて意見及び説明を聞くことができる。

(幹事)

**第9条** 委員会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、宗務役員の中から宗務総長が命ずる。

3 幹事は、委員会の会務を補佐する。

(事務)

**第10条** 委員会の事務は、総務部が行う。

附 則

1 この達令は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、幹事であった者は、この達令による幹事とみなす。

# 教師養成のための教科書 編纂委員会規程

(1982年10月1日達令公示第24号)

改正 1994年1月12日達令公示1

(設置及び目的)

**第1条** 教師養成に資する教科書を編纂し、及びこれを改訂するため、教師養成のための教科書編纂委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

**第2条** 委員会は、前条の目的を達成するため、編纂に必要な企画及び文献資料の調査、整備並びに編集の業務を行う。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員長及び委員20人以内で組織する。

(委員長)

**第4条** 委員長は、学識経験のある者の中から宗務総長が委嘱する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員)

**第5条** 委員は、学識経験のある者及び宗務役員の中から宗務総長が委嘱し又は命ずる。

2 委員の任期は、次条の規定による指名を受けた部会の業務の終了をもって満了する。

(部会)

**第6条** 教科書の編纂又は改訂を行うときは、その業務内容ごとに、その都度部会を設けるものとする。

2 部会は、委員の中から委員長が指名した者をもって組織する。

3 委員は、2以上の部会の指名を受けることがある。

(主査・幹事)

**第7条** 部会の業務を整理、遂行するために、部会ごとに主査1人を置く。

2 主査は、委員の中から、宗務総長の承認を得て、委員長が指名する。

3 主査は、部会の業務をとりまとめ、委員長に報告しなければならない。

4 主査は、必要と認めるときは、当該部会の委員の中から幹事を指名し、部会の業務を整理させることができる。

5 主査は、前項の幹事を指名したときは、これを委員長に報告しなければならない。

(主査会)

**第8条** 委員長は、各部会の業務の調整を図る必要が生じたときは、主査会を開き、各主査の説明及び意見を求め、調整を図るものとする。

(内局員等の会議への出席等)

**第9条** 宗務総長、参務及び教育部長は、何時でも会議に出席して発言することができる。

2 委員長は、宗務総長の要請があったときは、業務の推捗状況等について中間報告をしなければならない。

(参考人)

**第10条** 主査会及び部会は、必要と認めるときは、宗務総長の承認を得て会議に参考人の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(所管)

**第11条** 委員会に関する事務は、教育部の所管とする。

附 則

この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (1994年1月12日達令公示第1号)

1 この達令は、公示の日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により就任していた委員の任期は、すべて満了したものとみなす。

# 真宗本廟造営物保存管理 専門委員会規程

（1991年6月29日達令公示第18号）

- 改正 ①1997年 6月13日達令公示5  
②2008年 5月14日達令公示1  
③2013年12月26日達令公示16

（設置及び目的）

**第1条** 真宗本廟の両堂及び諸殿並びに飛地境内地たる大谷祖廟及び涉成園の建造物・庭園の保存及び管理に関する重要事項について、基本的かつ総合的展望に立って専門の立場から調査、審議し、宗務総長及び財務長に助言及び提言を行うため、真宗本廟造営物保存管理専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

**第2条** 委員会は、委員15人以内で組織する。  
2 委員は、学識経験のある者の中から、財務部長の上申により、宗務総長が委嘱する。

（委員の任期）

**第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

**第4条** 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。  
3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

**第5条** 委員会は、宗務総長が招集する。

（専門部会）

**第6条** 委員会には、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置については、別に定める。

（内局員等の会議への出席）

**第7条** 宗務総長及び参務は、いつでも会議に出席して発言することができる。

2 必要に応じて、部門の長が会議に出席して発言することができる。

（参考人）

**第8条** 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

（報告）

**第9条** 宗務総長及び財務長は、いつでも審議の内容について報告を求めることができる。

（事務）

**第10条** 委員会の事務は、財務部が行う。

附 則

この達令は、公示の日から施行する。

附 則（1997年6月13日達令公示第5号）抄  
この達令は、1997年7月1日から施行する。

附 則（2008年5月14日達令公示第1号）  
この達令は、公示の日から施行する。

附 則（2013年12月26日達令公示第16号）  
この達令は、公示の日から施行する。

## 法衣制定審査会規程

〈1994年9月16日達令公示第14号〉

改正 ①2004年6月28日達令公示10

②2017年6月28日達令公示4

③2018年6月25日達令公示1

(設置及び目的)

**第1条** 本派の法衣の様式、色、文様及び紋を新たに制定するための手続きを明確にし、かつ現行の法衣及び紋章の依用基準等の適正を保持し、もって本派の儀式の伝統と本来性を確保することに資するため、宗務所に法衣制定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(業務)

**第2条** 審査会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 新たに制定しようとする本派の法衣の様式、色、文様及び紋の審査及び監修
- (2) 現行の法衣の依用基準、その他適正を保持するための調査及び審査
- (3) 現行の紋章等の依用基準、その他適正を保持するための調査及び審査
- (4) 儀式における法衣の依用基準及び衣体の服装構成等の研究及び調査
- (5) その他必要な事項

(組織)

**第3条** 審査会は、会長及び委員10人以内で組織する。

- 2 会長は、組織部を担当する参務がこれに当たり、会務を統理する。
- 3 会長に事故あるときは、組織部長がその職務を代理する。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者をもってこれに充てる。
  - (1) 総務部長
  - (2) 本廟部長
  - (3) 組織部長
  - (4) 財務部長
  - (5) 前各号に掲げる者のほか条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者の中から宗務総長が命じた者

(招集)

**第4条** 審査会は、会長が招集する。

(宗務役員の会議への出席)

**第5条** 会長は、いつでも審査会に宗務役員の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(参考人の会議への出席)

**第6条** 会長が必要と認めるときは、審査会に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くこと

ができる。

(幹事)

**第7条** 審査会の事務を整理し、必要な資料を作成するため、審査会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、主事補以上の宗務役員の中から宗務総長が命ずる。

(事務)

**第8条** 審査会の事務は、組織部が行う。

附 則

この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (2004年6月28日達令公示第10号)

この達令は、2004年7月1日から施行する。

附 則 (2017年6月28日達令公示第4号)

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 この達令施行の際、従前の規定により設置された審査会による調査及び審査の結果は、この達令による審査会が調査及び審査したものとみなす。

附 則 (2018年6月25日達令公示第1号) 抄

この達令は、2018年7月1日から施行する。

## 男女共同参画推進会議規程

〈2013年12月26日達令公示第17号〉

改正 2018年6月25日達令公示1

(設置及び目的)

**第1条** 男女共同参画に関する内局の宗務執行方針に基づき、男女共同参画による宗門運営を計画的かつ円滑に推進するため、宗務所に男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(業務)

**第2条** 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画による宗門運営を推進するための実施計画の立案に関する事項
- (2) 前号に規定する計画の実施に関する事項
- (3) その他必要な事項

(宗務機関との連携)

**第3条** 第1条の目的を達成するため、推進会議はその他の宗務機関と相互に緊密な連携を保持し、その機能を発揮できるよう運営されなければならない。

(組織)

**第4条** 推進会議は、委員長及び委員若干人でこれを組織する。

- 2 委員長は、総務部を担当する参務がこれに当たり、会務を統理する。
- 3 委員長に事故あるときは、総務部長がその職務を代理する。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者をもってこれに充てる。
  - (1) 総務部長
  - (2) 組織部長
  - (3) 解放運動推進本部事務部長
  - (4) 前各号に掲げる者のほか条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者の中から宗務総長が命じた者
  - (5) 学識経験のある者の中から宗務総長が委嘱した者
- 5 前項第5号の委員の任期は、1年とする。

(招集)

**第5条** 推進会議は、委員長が招集する。

(推進部会)

**第6条** 委員長は、第2条に定める実施計画を遂行するため、実施計画の分野ごとに推進部会を置くことができる。

- 2 推進部会は、推進スタッフ若干人で組織する。
- 3 推進部会ごとに、主任1人を置き、宗務総長が命じた推進スタッフがこれに当たる。

4 推進部会は、委員長が招集する。

(推進スタッフ)

**第7条** 推進スタッフは、次の各号に掲げる者の中から、総務部長の上申により、宗務総長が委嘱し又は命ずる。

- (1) 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者
- (2) 学識経験のある者

2 前項第2号のスタッフの任期は、1年とする。

3 推進スタッフは、実施計画を実動させるために必要な業務を行うものとする。

(内局員等の会議への出席)

**第8条** 宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。

2 委員長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議への出席)

**第9条** 委員長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(報告)

**第10条** 委員長は、業務の進捗状況及び審議の内容について、宗務総長及び解放運動推進本部長に随時報告するものとする。

(事務)

**第11条** 推進会議の事務は、総務部が行う。

附 則

この達令は、2014年1月6日から施行する。

附 則 (2018年6月25日達令公示第1) 抄

この達令は、2018年7月1日から施行する。

